

静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第6号

静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡県立学校設置条例（昭和39年静岡県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>別表第1 (略)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>静岡県立浜松西高等学校中等部</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	(略)		静岡県立浜松西高等学校中等部	(略)	<p>別表第1 (略)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>静岡県立浜松西高等学校中等部</td><td>(略)</td></tr><tr><td>静岡県立ふじのくに中学校</td><td>磐田市</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	(略)		静岡県立浜松西高等学校中等部	(略)	静岡県立ふじのくに中学校	磐田市				
名 称	位 置																		
(略)																			
静岡県立浜松西高等学校中等部	(略)																		
名 称	位 置																		
(略)																			
静岡県立浜松西高等学校中等部	(略)																		
静岡県立ふじのくに中学校	磐田市																		
<p>別表第2 (略)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>静岡県立伊東高等学校</td><td>伊東市</td></tr><tr><td>静岡県立伊東商業高等学校</td><td>伊東市</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	(略)		静岡県立伊東高等学校	伊東市	静岡県立伊東商業高等学校	伊東市	(略)		<p>別表第2 (略)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>静岡県立伊豆伊東高等学校</td><td>伊東市</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	(略)		静岡県立伊豆伊東高等学校	伊東市	(略)	
名 称	位 置																		
(略)																			
静岡県立伊東高等学校	伊東市																		
静岡県立伊東商業高等学校	伊東市																		
(略)																			
名 称	位 置																		
(略)																			
静岡県立伊豆伊東高等学校	伊東市																		
(略)																			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。